

第92号議案

島根県立高度情報化センター条例を廃止する条例

島根県立高度情報化センター条例（平成11年島根県条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の島根県立高度情報化センター条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定により施設及び設備の使用の承認を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。